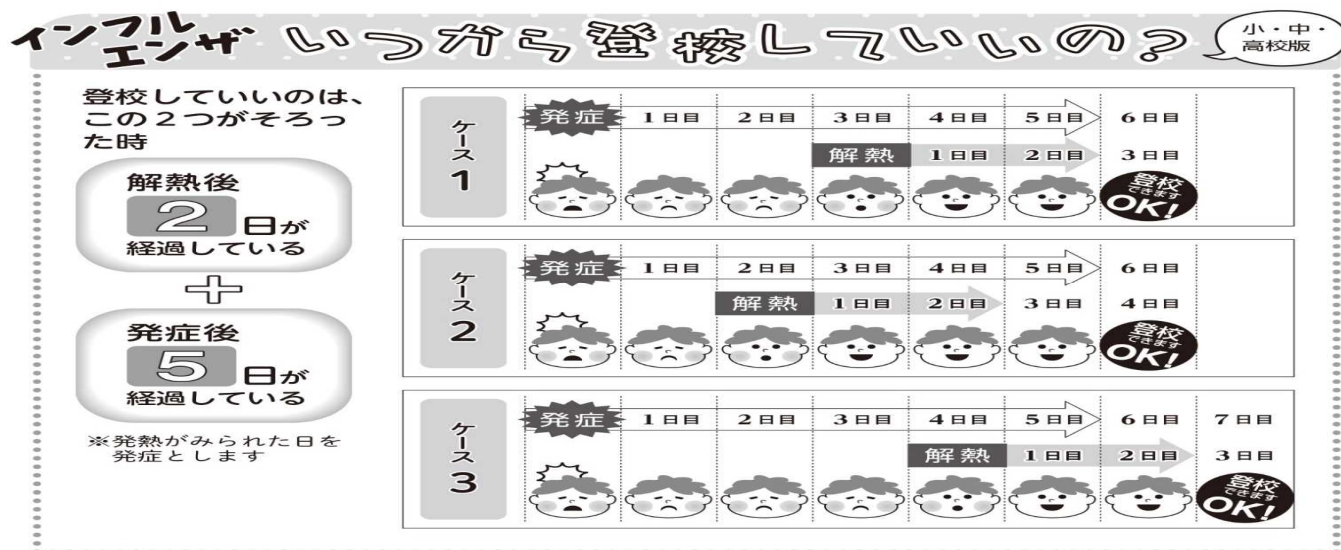


保護者 様

学校保健安全法施行規則において、「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」とされています。（発症日・解熱日が0日目になります）

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数には含まれません。また、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。



治 癒 報 告 書

中野市立 高社中学校長 様

年 組

児童・生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

疾患名	インフルエンザ
発症日（発熱等の症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名